

令和 7 年 3 月 3 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

豊後高田市 長 佐々木 敏夫

市町村名 (市町村コード)	豊後高田市 (44209)
地域名 (地域内農業集落名)	鼎・美和地区 (算所・雷・向鍛冶屋・下野部・拂田・鴨尾・高宇田・智恩寺・川原・上野部・青宇田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 3 日

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化が進み、耕作者の減少しているため徐々に地区内の農地の維持管理が困難になってきている。
そのため、規模の大きい担い手や農業法人に集約している状況。
- ・地区内には荒廃地の農地もあるので、活用し地区内の農業の発展に繋げていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物である水稻を中心に単収向上に取り組むとともに、地域の中心となる農業生産法人、認定農業者及び認定新規就農者地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）を中心に引き続き農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大をめざし、耕作放棄地の増加を抑制する。また、現在中心となっている経営体も高齢化しつつあるので新規就農者の確保を進め、将来の地域後継者として育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	84.39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

当該地域の中で農振農用地域に該当し、多面的機能支払制度や中山間直接支払交付金を活用する保全会もしくは集落協定の対象となる農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用は、地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）である認定農業者等が担いながら、必要に応じて農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
既に農地中間管理機構を活用している圃場については、今後も継続していく。 一方、未だ農地中間管理機構を活用していない圃場については活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備が完了したため、今後、追加的な整備が必要という意向が出た場合は地域内および関係機関と検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と協議を行い、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農作業は、JAへの委託を必要に応じて、検討していきたい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦地区内の集落協定および保全会のみならず、地権者にも協力を仰ぎ、農地、水路などの管理していく体制の構築を図る。